競技会トラブル事例集 ver.6

2005年 1月20日発行 2009年 4月23日改訂 2013年10月10日改訂 2016年 9月11日改訂 2018年 4月12日改訂

| 9事例 |
|------|
| 21事例 |
| 9事例 |
| 3事例 |
| 14事例 |
| 8事例 |
| 7事例 |
| |

日本ダンススポーツ連盟 競技本部

| No. | トラブル事例 | | 対 応 策 |
|-----|--------|--|---|
| | 【出場申込・ | 受付関連】 | |
| 1 | 偽りの登録 | 偽名、生年月日等偽って登録した。 | 判明次第登録抹消。競技会時発覚の場合、出場停止処分。 後日発覚の場合、入賞及び昇級資格者はその資格を無効とする。(登録選手罰則規程第2条、第3条) |
| 2 | 未受付 | 出場申込をしていない選手が来てしまった。 (何かの手違いによる申込書不明) | 人道的立場から出場させるが、次の点に注意する。 サークルの代表者に代行して手続を行った場合等にミスが発生し易いので、自分自身で申込をするように指導する。 |
| 3 | 誤申込 | 出場申込書の区分に誤りがあった。 (自己級より低い区分を申し込んでいた。) | 事前に発覚した場合は、選手受付時に確認して、持級以上のクラスに出場させる。 |
| 4 | 複数昇級 | 昇級が決定している選手が、年度内に何度も自己級に申し込んできた。 | 競技規則において制限はない。 |
| 5 | 年齢違反 | 「シニア戦で年齢違反している。」と他の選手より抗議してきた。 | 所属団体の責任者と本人を呼んで、事実かどうかを免許証か保険証等で確認する。 こじれた場合は、戸籍等の証明を提出してもらう。 出場資格に違反していた場合は、失格とし6ヶ月未満の出場停止処分。(登録選手罰則規程第3条) |
| 6 | 異カップル | D級以上でカップル登録者以外のリーダーまたはパートナーと出場した。 | カップル登録以外の選手と出場することができる。(競技会に関する内規第6条) |
| 7 | | 出場申込書と違ったリーダーまたはパートナーと出場した。 | 事前に申告すればOK。当日受付で申告した場合はOK。 事後に発覚した場合は、登録選手罰則規程第2条、第3条を適用する。 本人及びその組相手ともに6カ月以上1年未満の競技会出場停止処分。 |
| 8 | 別相手 | ラテンとスタンダード種目を別々のリーダーまたはパートナーと出場した。 | 出場できる。(競技会に関する内規第6条) (競技規則第14条) 同一部門に異なる組相手と組んで複数の競技区分に出場することはできない。 但し、チュアパーソンが認めた場合はその限りではない。 (例、ユースやジュニアの場合や選手数が少ないと思われる地方の場合等) |
| 9 | 遅刻 | 「電車事故により、選手受付の時間に30分遅れで到着できるので、受付けしておいてほしい。」と電話してきた。 | 原則は認めないが、やむを得ない事情(電車事故・自動車事故渋滞等)と判断した場合は、 チェアパーソンが判断する。 |
| | 【競技関連】 | | |
| 10 | 未出場 | 司会者が背番号を場内放送したが、フロアに出てこない選手がいる。 | 原則的には、そのラウンドの種目は不出場と見なされる。 次のような場合は、何度か場内放送する。最終ヒートで踊れるようにチャンスを残す等の配慮をする。 1) 高齢者の競技、新人戦などで、競技に慣れていない場合。 2) 公表されているスケジュール表と異なる進行をしていて、それの周知徹底が不十分な場合。 3) 着替えのための時間が十分に配慮されていないような場合。 |
| 11 | 遅刻 | 司会者が背番号を場内放送したところ、「パートナーが今着替えているので、ちょっと待ってほしい。」といってきた。 | 同上、着替えのための時間が十分に配慮されていない場合には、 「着替えの選手がいるので、しばらくお待ちください。」旨の場内放送する。 その間に、祝電の紹介、注意事項、落し物等の場内放送を入れ、空白の時間を作らないようにする。 待機時間は2~3分を限度とし、間に合わなければ、「失格」旨の場内放送をして競技を再開する。 また、そのラウンドの最終ヒートに廻すことも考えられる。 |
| 12 | 誤出場 | ヒート外の番号選手が踊っていることがわかった。 | 直ちに当該選手を場外に出し、競技はそのまま続行する。 該当選手は正しいヒートで踊らせる。 |
| | | 試合前にドレスまたは燕尾服等が盗まれてしまった。(忘れてしまった。) | 競技会出場選手服装規程により、燕尾服でなくても黒または紺のジャケットス一ツ又は平服で出場できる。 出場区分の重複しない、同体形の選手に事情を説明して借用するなどの仲介を行なうと良い。 |
| 14 | ゼッケン | 誤って他の選手のゼッケンがついた燕尾服を着て出場してしまった。 | 失格とする。 |
| 15 | ゼッケン | ゼッケンを紛失しまった | 役員は代替のゼッケンの準備、または白紙にゼッケン番号を書いて作成して対処する。 |
| | | 競技中ゼッケンが外れてしまった。 | 競技中に発生した場合は、チェアパーソンが当該選手を端に寄せてゼッケンを付けさせる。 競技は中断する必要はなく、審査はそのまま続行する。 |
| | ゼッケン | ゼッケンを着用しないで出場した。 | 選手の自己責任とし無得点となるが、再競技は行なわない。 |
| 18 | ゼッケン | ゼッケンを小さく折り畳んで、取り付けて競技した。 | ゼッケンは折り込み等一切の形状変更は禁止されている。 |

| No. | | トラブル事例 | 対 応 策 | |
|-----|------------------------|---|--|--|
| | 出遅れ | 競技に出遅れてしまった。 | 原則として、選手の自己責任とする。但し、最終ヒートに入れて救済をすることもできる。 | |
| 19 | 山姓化 | 放牧に山延れてしまりた。 | また、残っている種目は出場するよう指導する。 | |
| 20 | 選手係 | 選手係が選手に間違えて、誤ったヒートに出場させて落選してしまった。 | 主催者側の過失の場合、次のラウンドへUPするのはやむを得ないが、場内放送で説明を行なう。 後日、本部へトラブルレポートを提出する。 | |
| 21 | 出遅れ | タイムテーブルの変更で、1次予選に出遅れて踊れなかった。 | 原則として、選手の自己責任とする。 タイムテーブルに大幅な変更があり、選手への連絡が不徹底であった等主催者側の過失の場合は、 次のラウンドへUPするのはやむを得ないが、場内放送で説明を行なう。 | |
| 22 | 未放送 | 背番号が呼ばれないまま、第1次予選が終了した。 | スクルティニアと連絡をとり、出場申込書をチェックしてもらう。その上で次のように処理する。 1)選手の思い違いだった場合は、その旨を伝達する(複数の競技区分にエントリーしている場合に起きがちである)。 2)事前にヒート割に記載されていた場合は、選手の自己責任として出遅れと見なされる。 3)主催者側の過失の場合は、次のラウンドへUPするのはやむを得ないが、場内放送で説明を行なう。 | |
| 23 | アクシデント | 競技中に靴が抜けてしまい、片足素足で踊った。 | アクシデントに対して、選手の心身上に顕著な危害の恐れがない場合、そのまま競技を続行してよい。 | |
| 24 | アクシデント | パートナーのシューズのヒールが折れて選手が転倒した。 | 競技途中にスリップして、またはぶつかって倒れた場合も、ケガがない場合はそのまま競技を続行する。 選手は踊りを続行することも、棄権することもできる。 | |
| 25 | | 競技中に選手が転倒した。直ぐには起き上がれそうにない。 | 即、競技を中断して、救護係を呼び転倒した選手の状態を確認し、処置を行い、 当該選手をフロアから移動させた後に、本人に棄権するかの確認を取る。 また審判長と相談し審査が終了しているかを確認する。審査が終了していない場合は、競技を再開する。 競技の再開にあたっては、当該選手が棄権するのであれば、「棄権する」旨のアナウンスをし、審判員にも「その旨」を伝える。 審判員に削除してもらっておけば、採点管理入力時に混乱が生じなくてよい。但しシステム上の成績は有効である。 最初から踊り直しかどうかは審判長と協議する。 | |
| 26 | | 競技途中で、気分が悪くなったので(ドレスまたはズボンが破れたので)、試合放棄してフロアから降りてしまった。 | 競技途中までの審査は有効である。 | |
| 27 | 試合放棄 | 決勝でアクシデントにより試合放棄してしまった。 | 1種目でも放棄した場合、最下位とする。 | |
| 28 | 出場間違い | 誤った競技区分で踊ってしまい、正しい競技区分が終了してしまった。 | 選手の自己責任とし、正しい競技区分に出場していないため、棄権と見なされる。 | |
| 29 | アクシデント | 競技中フロアに子供が入ってしまった。 | 子供がフロアからすぐ出れば、そのまま続行する。状況によっては、一旦競技を停止する。 審判長と相談し審査が終了しているかを確認し、審査が終了していない場合は、競技を再開する。 | |
| 30 | 抗議 | 「選手の入替えなしの競技要領は疲れてしまうため、 適切な競技要領でないので変更してくれ。」と抗議がされた。 | 各種目入替え制で行なう。(競技主催者へのガイドライン「5ー②」) 本件は主催者の裁量に委ねられているため、抗議は却下できる。 | |
| | 【音楽関連】 | | THI TOTALE TO METON TO CONTRACT TO CONTRAC | |
| 31 | 定奏時間 | 競技規則での定めよりも、音楽の演奏時間が短いから、再競技をすべきだ と抗議してきた。 | 競技規則に則り行なわれるが、会場の使用時間の制限などにより、 許容範囲内で演奏時間を短くする場合がある。 但し、場内放送で演奏時間を短くする理由を説明することが望ましい。抗議は却下する。 チェアパーソンの判断による。 | |
| 32 | 曲抗議 | 「ヒート毎に音楽の曲が違うのは、不公平である。」と抗議してきた。 | 競技規則に決められていないため、抗議は却下する。 音楽の曲目が同じなら公平かというと必ずしもそうではなく、出番が遅いほど曲に慣れてくることも考えられ、 不公平が生じる可能性もある。 | |
| 33 | テンポ抗議 | 「音楽の演奏スピードが原曲よりも、早い(または遅い)。」と抗議してきた。 | 競技規則第16条に則る。 | |
| 34 | 種目抗議 | 「シラバスでの競技種目と当日の競技種目が違う。」と抗議してきた。 | シラバスで記載された種目で競技をしなければならない。 したがって、抗議を認め再競技を行なう。 | |
| 35 | パソ板付き | 「パソドブレで構えないうちに、音楽が演奏されてしまったので再競技を行な うべきである。」と抗議してきた。 | ンパン・ストルスという。 パンドブレの場合は、板付をしてから音楽の演奏を開始しなければならない。音響係は注意が必要である。 したがって、抗議を認め再競技を行なう。 | |
| 36 | ボーカル曲 | 「ボーカル入りの音楽でリズムを取りづらく、曲を外してしまったので、ボーカル曲でないもので再試合をすべきである。」と抗議してきた。 | 競技規則にはボーカル曲は禁止という規定はないため、再競技は受け付けない。 | |
| 37 | 立恋71 | 地震や足音で音楽が音飛をしたのでリズムを外してしまったので、再試合を すべきであると抗議してきた。 | 地震や足音で音楽が音飛をした時点で、チェアパーソンは競技を中断し、審判長と相談し審査が終了しているかを確認し、 審査が終了していない場合は、競技を再開する。 | |
| 38 | 競技順 | 競技順が競技規則通りでない | <u>毎重が終すしていない場合は、既及と再開する。</u> 決められた順番で競技を進める。(競技規則第4条) | |
| 39 | 音楽停止 | 1分をまわったところで音楽がストップしてしまった。 | 審判長と相談し審査が終了しているかを確認し、審査が終了していない場合は、競技を再開する。 | |
| | 【服装規程関 | | | |
| | 再違反 抗議 | 服装規程の違反を指摘された選手が、違反したまま競技した。 「〇〇番の服装は規程に違反しているのではないか。」と抗議してきた。 | チェアパーソンは注意に従わなかった選手を失格とすることができる。 チェアパーソンがすでに〇〇番に注目していて、違反していないと判断した場合は、その旨を説明する。 〇〇番に注目していなかった場合は、〇〇番が次のラウンドに残っているかどうかを確認した上で、 | |
| 42 | 反論 | チェアパーソンが服装規程に違反していると、選手に注意したところ、「○○競技 会では注意を受けなかった。」と抗議してきた。 | <u>残っていたならば、本人の服装をチェックし、競技会出場選手服装規程に基づき判断する。</u> チェアパーソンが競技会出場選手服装規程に違反していると判断したわけであるから、チェアパーソンの指示に従わなければならない。 別の競技会では注意を受けなかったとしても、違反の根拠を説明し、「今日の競技会ではチェアパーソンの判断で行う。 (そのまま次のラウンドに出れば失格にする。)」旨を伝え抗議を却下する。 | |
| | 【採点管理·男 | - 早級関連】 | A CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE CHANGEMENT OF THE CHANGE OF THE CHAN | |
| - | Example: 4 VI addition | | | |

| No. | | トラブル事例 | 対 応 策 |
|-----|----------------|---|--|
| | ヒート割 | 受付処理後にヒート割をしたら、欠場が多く1ヒート当り6組となった。 | スクルティニアはチェアパ ^ー ソンと相談して、ヒート数を変更する。 |
| | 昇級手続 | 昇級したにもかかわらず、昇級手続きを故意にしなかった。 | 現システムでは自動的に昇級することになるが、3級戦において、無登録選手が2級に昇級した場合、 必ず手続きが必要である。選手が拒否した場合は、結果を取り消し、登録選手罰則規程第3条を適用する。 |
| 45 | | | 競技規則第17条を遵守しなければならない。 原則として出場選手の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければならない。 但し、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合は、そのかぎりではない。チェアパーソンが判断する。 |
| 46 | | 24アップに対して、6チェックまでUPすると22組となり、5チェックにすると26 組になってしまう。 | 上記と同じ。 |
| 47 | アップ判断 | 上記において、6チェックまでUPすると23組、5チェックにすると30組になってしまう。 | 30組を次のラウンドに進め、15組2ヒートで行なう。但しフロアの広さも考慮する(競技規則第18条)。 |
| | | 最終予戦で同点が18組となったため、同点決定戦を行った。 | 準決勝への進出組数が同点で13組以上になった場合は、同点決定戦を行なわないで全組で準決勝を行なう。 (競技規則細則の第1条)実施ヒート数はフロアの広さも考慮する。(競技規則第18条) |
| 49 | 誤昇級 | 昇級率を間違って、昇級者を発表してしまった。 | 間違いは間違いとして公表して、該当者に謝罪し、訂正しなければならない。 |
| 50 | 故障 | 採点管理のパソコンが故障してしまった。 | チェアパーソンが事態を説明し、採点管理に手間取り、進行に遅れが出る等の場内放送を行なう。 スクルティニアは速やかに予備のパソコンで採点管理をするか、またはペーパーでの採点管理に移行し再開する。 |
| 51 | 昇級 | 昇級予定の7名が決勝に進んだが、1名が体調不良を理由に出場しなかった。昇級対象となるか。 | 昇級対象の7名に選ばれた段階で、昇級の資格を得たものとする。 |
| 52 | | 同一競技区分の予選を2面でおこない、準決勝より1面にした際、A面とB面のUP数に差異が発生した。 | 2面合成は通達により最終予選になっているため、準決勝より1面にするのは間違い。 同一競技区分の予選を2面でおこなう場合は、それぞれ独立しているためUP数の差異は問題ないが、 チュアパーソンが説明するのが望ましい。 |
| 53 | 同点決定戦 | 同点が出たら必ず決定戦(同点再競技)を行わないといけないか。 | 同点決定戦は、決勝戦への進出組数が10組以上になった場合のみ行なう。 準決勝までは同点決定戦を行なわない。(競技規則細則第1条) |
| 54 | 昇級抗議 | 「昇降級規程の昇級率からすると、昇級させられるのは納得できない。」と 抗議してきた。 | 同点がでた場合は昇級組数が多くなり、昇級率を上回ることがあるが、昇級することになる。 (昇降級規程)抗議を却下する。 |
| 55 | 種目抗議 | | シラバスに記載されている以上、選手の抗議が正しい。 スロー・フォックス・トロットは参考種目として扱い、採点対象から外さなければならない。 採点管理の作業が進んでいたとしても、やり直しを行なう。 |
| | 昇級証明 【審判関連】 | 「昇級対象者から昇級した証明書をいただけないか。」と申し出があった。 | 主催団体は、決勝田場選手に、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければならない。(競技規則第23条) |
| | | 審判員がUP数分のチェックをしなかった。 ①チェック数が2~3差異がある場合 ②チェック数が規定アップ数と乖離した場合 | チェアパーソンは採点回収係に対し、チェック数を確認してから回収するよう指示する。 採点回収係がチェック数の過不足を発見した場合は、その場でチェック数過不足分をその審判員に記入してもらう。 チェック数過不足を確認することなく回収してしまい、入力の段階で気づいた場合でも、その審判員に記入してもらう。 |
| 58 | ヒート人数 | 審判員が1ヒートの競技人数が多いので少なくするように依頼してきた。 | 1)25㎡/組以上のときは、ヒートを増やさなければならない。 2)25㎡/組未満のときは、そのまま続行してよい。 |
| 59 | 再審査 | 審判員がリズムにあっている選手が、少ないので再競技を依頼してきた。 | 再競技は行なわず、審判基準で審査していただくように説明する。 |
| 60 | アドバイス | 審判員が休憩中に一部の選手達に、ダンスのアドバイスをしていた。 | 競技中に審判員は選手に対して、アドバイスをしてはならない。 当該審判員に対して、厳重に注意しなければならない。 |
| 61 | 遅刻 | 5名の審判員の内、1名が交通渋滞により2時間ほど遅れると連絡があった。 | 5分か10分ぐらいなら待つということが考えられるが、2時間は待つわけにはいかない。 したがって、1名欠員のまま審査をすることになる。 偶然、会場に公認審判員がいた場合には、臨時に依頼することも考えられる。 ことの経緯を場内放送で説明する。 |
| 62 | 抗議 | 「〇〇番が残って私が落ちたのは納得できない。審判員に理由の説明をしてもらいたい。」と抗議してきた。 | 審判員は如何なる場合でも、その審判結果について説明や釈明を要しないので、抗議は却下する。 |
| 63 | 抗議 | 「特定の審判員を拒否する。」と抗議してきた。 | 抗議は却下する。 教室間でのトラブルやプロの所属関係でのトラブル、協会、連盟関係等での地域間トラブル等、表面化している場合、 <u>審判員要請の段階で、JDSFにその旨を伝えトラブルの回避に協力を得るように主催者として考慮する。</u> |
| | | 音楽が終っていないのに、審判用紙を回収係に渡している審判員がいた。 | 審判の時間は、音楽が始まってから終るまでの間であるから、音楽の途中で審判を終えてはならない。 当該審判員に注意する。 |
| | 【その他】 | | |
| 65 | ヒート割 | ヒート割が偏っていた。 | 基本的に全ヒートで審判するので問題はない。しかし、現実的には配慮した方が良い。 1)同じ地域の選手が同じヒートに集中した。 2)同じヒートに過去の実績から実力のある選手が集まった。 ヒート割についてチェアパーソンはスクルティニア任せにしないで、このような事を防ぐよう事前にチェックしなければならない。 支援システムで縦割り・ランダム等の機能があるので利用する。 |
| 66 | 休憩時間 | | チェアパーソンはタイムテーブルを作成するときに、休憩時間について、選手および審判員に対して、充分配慮しなければならない。 ラウンド間は15分以上とることを原則とする。(競技会主催者へのガイドライン) |

| No. | トラブル事例 | | 対 応 策 |
|-----|--------|----------------------------------|--|
| 67 | 電源断 | 試合中体育館の電源が切れてしまった。 | 現状は電源の復旧を待つしかないが、事前にブレーカー等の場所を確認しておく必要がある。 審判長と協議する。選手および観客に状況や、冷静に対処していることを場内放送で説明する。 |
| 68 | 犯罪 | 選手が窃盗や置き引き等の犯罪を行なった。 | 選手が刑事事件を起こし現行犯逮捕されたり、被疑者として検挙されたりした場合は、刑の確定をもって選手登録を剥奪する。 (登録選手罰則規程第3条) |
| 69 | 犯罪 | 窃盗や置き引き等の被害を受けた。 | 選手の自己責任とするが、主催者側はできる限り捜索の協力を行なう。 また、事前に会場係の定期的なパトロールを行い、被害が発生しないよう配慮する。 |
| 70 | 相当戦 | 相当戦で指定されている競技区分と違う競技種目で行った。 | 相当戦の競技区分は、一応ランキング戦に準じているものの、必ずしも同一でなければならないというものではない。 |
| 71 | 来賓 | 来賓のスケジュール上時間がないので、競技を中断して挨拶を入れた。 | 特に問題とはならない。ある種目の何ヒート目かの場合は、その種目の全ヒートが終了するまで待ってもらう。 来賓には、所要時間を計算して「何分だけ待ってほしいが大丈夫かどうか。」を確認する。 それが無理な場合は、残念ながらそのままお帰りいただくか、紹介だけにするか、簡単に挨拶してもらうかの判断をする。 |